

厚生労働省発障0212第1号
令和3年2月12日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿
一部事務組合の管理者
広域連合の長
民間事業者等の長

厚生労働事務次官
(公印省略)

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の
国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成21年8月25日厚生労働省発障0825第1号本職通知の別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和3年1月29日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対し周知願いたい。